

令和6年度池田町子育て支援ショートステイ事業のご案内

〔目的〕

池田町では、病気やその他の理由によりご家庭でお子さんの養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等で一時的にお子さんをお預かりしています。一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ると共に子育てを支援するものです。



〔対象〕 町内に住所を有する18歳未満のお子さんの保護者が下記のいずれかに当てはまる場合

- (1) 疾病にかかり、又は負傷している時
- (2) 妊娠中又は出産後間もない時
- (3) 同居の親族を看護している時
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている時
- (5) 冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事に参加する時
- (6) 育児疲れ、慢性疾患児の看護疲れ、養育不安の状態である時

〔期間〕 7日を限度とする

〔利用料〕 所得とお子さんの年齢に応じた設定となりますので、お問い合わせください。

〔実施施設〕 町が委託している児童福祉施設

- | | | | |
|-----------|-----------|---------------|-----------------|
| ○松本赤十字乳児院 | 〒390-0803 | 松本市元町3丁目8-10 | 電話：0263-31-5203 |
| ○松本児童園 | 〒390-0851 | 松本市島内1666-880 | 電話：0263-47-0590 |

※その他の施設についてはお問い合わせください。

〔主な持ち物〕

- ☆保険証・母子手帳（乳児院利用の際）
- ☆常用しているお薬（必要に応じて）
- ☆歯ブラシ・着替え（日数分）・パジャマ
- ☆学校又は保育園の持ち物（必要に応じて）

※赤字は乳児院利用の場合不要。

〔利用にあたって〕

- ① 入所期間中は施設長の指示に従ってください。
- ② 施設への送迎は保護者が行い、利用期間を変更する場合は、速やかに施設・多世代相談センターに申し出てください。
- ③ 児童の健康状態や施設の入所状況によりお預かりできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 医療機関にかかった場合の経費は保護者負担となります。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用条件が一部変更になっている場合がございます。予めご了承ください。

〔利用の流れ〕

- 1、利用の決定（ 部分は保護者の動きです。）
多世代相談センターへの相談 ⇒ 利用施設の空き状況を確認
⇒利用申請書（個人調査票）へ記入
利用決定通知書が到着⇒送り迎えの予定時間を利用施設へ連絡
- 2、利用初日 お子さんを利用施設へ預ける
- 3、利用最終日 お子さんを利用施設へ迎えに行く⇒施設に利用料金を現金支払い

〔お問合せ・お申込先〕

健康福祉課多世代相談センター

〒399-8601 池田町大字池田 2005-1 番地 電話：（0261）61-5000